



INTERNATIONAL EDUCATION PROGRAM
Powell River School District 47

4351 Ontario Avenue Powell River British Columbia Canada V8A 1V3
Phone: 604-414-2608 Fax: 604-485-6435 email: info@prschools.net website: www.prschools.net

留学生参加同意書

留学生は出身国並びにパウエルリバーを代表する親善大使とみなされますので、学校、学校行事、ホームステイ、およびパウエルリバーのコミュニティーにおいて、それを意識して行動してください。パウエルリバー第 47 学校区主催の国際教育プログラム（課程）への参加にあたり、留学生は下記の事柄に同意するものとします。

1. 各生徒はカナダの法律、並びに国際教育課程と第 47 学校区の規則に従うものとする。
2. 不法な薬物またはアルコール類の使用、精製、売買は禁止されている。アルコール類の消費、またはバー、パブ、ナイトクラブへ頻繁に出入りすることは、年齢に関係なく禁止されている。
3. 19 歳未満の者がたばこを買うのは違法である。ホストファミリー宅または学校内での喫煙は禁止されている。
4. 武器の所有、使用、購入は禁止されている。
5. 国際教育課程在籍中は、自動車の運転は運転免許証の所有または年齢如何に関わらず、一切禁止されている。
6. 全授業への出席、並びに宿題、課題、試験を終えることが義務付けられている。生徒は病気のとき、または学校行事への参加、もしくは特別許可が与えられている場合を除き、学校を欠席してはいけない。欠席の場合は必ず学校へ連絡すること。欠席をした場合必ず、欠席をした分の授業、課題、試験について担当の教師と打ち合わせを行うこと。
7. 生徒は教師、ホームステイ・ペアレント、国際教育部担当者の指示に従うことが期待される。
8. 否定的、虐待的、暴力的行為に携わることは絶対に禁止されている。乱暴な行為や言葉による喧嘩は容認できないと同時に、許されない。
9. 留学生はすべてホストファミリー宅にホームステイする。一人での生活は許可しない。
10. 学校、学校活動に参加中、並びにホームステイ先で日本語をなるべく使用しないこと。
11. 必ず学業に全力を尽くすこと。宿題と予習には 1 日 2~3 時間必要。
12. 学業に対し良い心掛けを持ち、満足できる学習習慣を作るために必ず意欲的に取り組む。
13. 門限は必ず守ること。門限の指針は、日曜~木曜 10:00 p.m.、金曜~土曜 12:00 a.m. とする。学校がある日は 10:00 p.m. には帰宅し、11:00 p.m. には就寝とする。
14. 自国から持参の医薬品は使わずに、カナダの医師の診察を受けること。
15. ポルノショップ、成人向けシアターに行くこと、インターネット上のポルノサイトへのアクセス、並びにポルノビデオ/CD のレンタルや見ることは一切禁止する。ホストペアレントは、生徒が訪れたインターネット上のサイトを調べるために生徒のコンピュータへアクセスする権利がある。必要な場合ホームステイ・ペアレントは、生徒がコンピュータを使用する特権や使用すること自体を制限したり/取り上げる権利を持つ。
16. いかなる性的行為を行ってはならない。
17. 生徒は自らが起こした損害に対して直ちにホームステイ・ファミリーに弁償する。
18. ホームステイ先に滞在中は、ホストファミリーを尊重し、カナダ人家族の一員として振る舞う。家庭の規則のすべてに必ず従うものとする。家庭内のプライベートな事柄を他言しないこと。
19. 留学生はすべて 7 月 8 月には特別な許可がない限り帰国することが期待される。

20. **ホームステイ費用は毎月 1 日に支払うものとする。当該月にホームステイ先を不在にする場合でも、必ず月額的全額を支払うこと。\$700 の部屋代・食事代が月々の主な経費である。食費として余分な費用は必要ない。これ以外の費用として必要なのは、衣服、デオドラント、衛生用品、コロン／香水、医薬品、娯楽、学校主催の旅行、TOEFL テスト、大学への出願費用がある。自分用の電話／インターネット設置料と使用料は各自が負担すること。**
21. 生徒は個室、ベッド、寝具、クローゼット、タンスが使用でき、洗濯機、キッチン、バスルームは家庭内で共用する。毎日 3 回の健康的な食事とスナックが付いている。
22. **月の初日前にホームステイ先に入居する場合、1 カ月\$700 のレートが有効になる月の初日まで、1 日当たり\$25 のホームステイ料金を支払う。**
23. ホームステイ規則に従い、電話／インターネットの使用は妥当と思われる時間内に留めること。電話／インターネットの 10:00 p.m. 以降の使用は緊急事態を除き、避けること。
24. ホームステイ先の所有物は丁重に扱うこと。家庭内の電気器具を使用する前には使用許可をもらうこと。寝室は常時清掃と整頓を行い、自分や友人が使用したものは必ず後片づけをすること。
25. 心配事があれば、ホストペアレント、学校のカウンセラー、国際教育課程の担当者と相談すること。
26. ホームステイ先が気に入らない場合、国際教育課程の担当者へ申し出ること。正式な許可がない限りホームステイ先を変更することはできない。
27. ホームステイ先が学校まで歩いていける距離にない場合、学校の往復にスクールバスを（無料で）利用できる。
28. ホームステイ・ペアレントは「通常」の範囲内で、つまり大概のカナダ人生徒に対して行うのと同じ要領で、車で留学生の送迎を行う。
29. カナダ移民局は留学生のカナダでの就職を許可しない。
30. 海外の家族がホームステイ宅を訪れるのは、ホストペアレントの判断によるものとする。国際教育部の方針では、ホストファミリーが適切な部屋と十分な時間がある場合に、3 日を限度として訪問することができる。
31. 留学生はホストペアレントまたは責任を持てる大人が同伴する場合には、パウエルリバーから旅行に出ることが許可される。（監督なしの旅行は特別の場合にのみ承認される。）
32. すべての留学生と好ましい関係を維持することを期待するが、時として状況が変化した場合、以下の「払戻規定」が適用される。
- a) プレースメント手数料 – 払い戻しなし
 - b) ホームステイ費用 – 払い戻しなし
 - c) 就学許可証の最初の発給申請がカナダ移民局から却下された場合、納入済みの学校関係諸費用合計から事務手数料\$100.00 カナダドルを差し引いた額を返金。
 - d) 当学校区へ到着前またはプログラム開始前に入学を取り消す場合、国際教育部長あてにカナダ到着またはプログラム開始の 60 日前までに書面で通知した場合に限り、納入済みの学校関係諸費用合計額の 30%から事務手数料\$100.00 カナダドルを差し引いた額を返金。
 - e) 当学校区へ到着後またはプログラム開始後に入学を取り消す場合、納入済みの学校関係諸費用は返金しない。
 - f) 次年次へ進級する生徒は、病気または怪我でない限り返金を受けられない。その場合医師の診断書を提出のこと。
 - g) 返金を受ける権利が失われた場合、再入学は国際教育部長からの特別の取り決めがない限り認めない。

- h) 第 47 学校区、国際教育課程、または国際ホームステイプログラムの規則に違反して退学する場合、納入済みの学校関係諸費用は一切返金しない。

私は、パウエルリバー国際留学生参加同意書を含めた規則、方針、規定、条項、条件を読み、ここに記載の事柄すべてに同意いたします。国際教育・ホームステイプログラム、または第 47 学校区の規則・方針に違反した場合、本同意書は取り消しとなり、並びにパウエルリバー第 47 学校区国際教育課程から退学となることを了承します。

生徒・父または母:

_____。
活字体でフルネームを記入してください。

署名

年月日: _____

月

日

年